

分類	質問	回答
応募要件	協議会等には地方公共団体が参加している必要があるか。	必須ではありません。
	既存の一般社団法人で別の取組のために協議会のようなものを設置している場合、その協議会を本事業の協議会等として扱うことはできるか。	既存の協議会等の仕組みをそのまま使って、本事業の提案主体たる協議会等としていただくことは可能です。
	協議会等の構成団体に大学等の教育機関が入る必要があるか。	必須ではありません。
	「教育の情報化」に関する業務とは何か。どのように示せば良いか。	大学の先生等のご専門の方の、教育情報化に関する業務の請負経験、業務経験などを言います（該当するかどうか迷う場合は、個別にご相談ください。） 請負経験の場合は実績を、業務経験の場合は経歴をお示しください。
	「教育の情報化」に関するボランティアは、「教育の情報化」に関する業務に該当するか。	該当します。
	代表団体は法人である必要があるか。	法人格は必要ありません。
事業計画	すでに地域でICT等を教える活動をしているが、AI等への内容の拡大等の課題がある。課題を解決するための活動の拡大について、拡大部分のみ事業に応募することはできるか。	どの部分が本事業に該当するかの切り分けが明確にできていれば、応募可能です。
	「TOP人材育成クラブ」とはどのようなものか。	優れた才能や可能性を示す児童生徒等について、更に上位のレベルの技術や知識を学ぶ場となるクラブを想定しています。
	「広域連携」とは、自ら複数のクラブを設置しての連携をいうのか、ほかの地域で活動する地域ICTクラブとの連携をいうのか。	どちらでも該当します。
	「広域連携」とは、別の自治体との連携か。30年度に事例はあるか。	別の自治体との連携を想定しています。 30年度だと2自治体での連携はありました。（鹿児島県、奈良県三郷町）
	「参加児童等」となっているが、高専生や大学生は含まないという理解でよいのか。	ご理解のとおり含みません。 高専生や大学生は、メンター・サポーターとしての参加を期待しています。
	参加児童生徒等から参加費をとっても良いか。	過度な負担にならない金額であり、参加費が経費のどこに使用されているかを明確に説明可能である場合であれば、参加費をとっていただいても大丈夫です。
	親子での参加を必須とすることはできるか。その場合、保険の扱いはどうなるか。	必須としていただくことは可能です。保険については、親がどのような役割を負うかに応じて、提案ごとにご検討ください。
	協議会等のメンバーがメンターをするのは、「受託者がメンター役を担うことは、（中略）原則認めない」に該当するか。	協議会等の代表団体であっても、その他のメンバーであっても、次年度以降同じ地域で引き続きメンターとして活動する意思があるのであれば、例外として認められます。
	講座は12月までに全て終えないといけないうのか。	できるだけ終えてください。12月までに終えることの難しい特段の事情がある場合は、個別にご相談ください。
	「複数設置することが望ましい」とあるが、1つのクラブで活動場所が途中で変わる場合、複数と認められるか。	クラブの数で数えますので、活動場所が変わるだけでは、複数とは認められません。
	学区をまたがる連携は、広域連携になるか。	広域連携の一種ではあると思われますが、広域連携として評価対象になるかどうかは、評価される有識者のご判断によります。
	協議会等の名前は、「〇〇協議会」、「〇〇地域ICTクラブ」以外でもよいのか。	名称は自由に付けていただいて問題ございません。
「協議会等に参加する意思があることを示す書類」を提出した者が、参加できなくなった場合、採択が取り消されるのか。	参加できなくなった者が、提案された企画において重要な役割を持つ場合などは、採択を取り消す可能性がございます。	

事業計画	協議会等への参加者が途中で増えることは許されるか。	途中で参加団体等が増えることは問題ございません。
	異能vation（改）の詳細を教えてください。	まだ決まっていますので、決まり次第お知らせいたします。
	1つの団体のメンターにメンターとサポーターを兼任させることができるか。また一人がメンターとサポーターの二役をすることはできるか。	どちらも可能です。
経費	教材の開発費は経費に当たるか。	経費として計上可能です。
	企業等から教材を無償で提供される場合で、次年度以降の無償提供が可能かどうかは未定の場合、無償提供を受けてよいか。	無償提供を受けていただいて大丈夫ですが、次年度以降の継続について、引き続いての無償提供が受けられなかった場合の対応についてご検討いただき、提案書にご記載ください。
	消耗品として扱える上限の10万円とは、単価か総額か。	税込みの単価です。
	10万円の範囲内であれば、PCやタブレットの購入経費を計上することができるか。	可能です。
	地元企業の協賛金を本事業の一部に利用してもよいか。	可能です。どの部分が協賛金を明示し、総務省の委託経費と二重に受け取っているとの誤解を受けないようご注意ください。
	「10万円（税込）以上の物品は、原則、総務省に帰属する」とのことだが、どういった場合が例外か。	地方公共団体や大学等である等一定の条件を満たす場合、次年度以降も無償貸付を行えるケースがあります。
	事業費が500万円になった理由は何か。	30年度の実績等を踏まえた判断です。
	通信回線をレンタル等する場合、使用料金を日割りする必要があるか。	本事業専用の場合は、日割りせずに実証期間で計上できますが、専用でない場合は、使用した日・時間数で計上してください。
著作権	委託費で購入した教材等を場所を借りる公民館等に使用させることはできるか。	委託費で購入・レンタルした物品は、本事業専用として下さい。
	児童生徒等がクラブの活動で作成した作品の著作権の帰属はどうなるか。	クラブ活動で作成した作品の著作権は、作成者本人に帰属します。
その他	採択予定件数はどのくらいか。	10件程度を予定しています。
	本年度はメンター育成実証というのは、募集されるか。	募集予定はありません。